

16. 介護サービス情報の公表制度の適正な運用について

1 対象サービスの追加施行について

(1) 都道府県における準備

介護サービス情報の公表制度（以下「情報公表制度」という。）については、介護保険法第115条の29第1項の規定を踏まえた介護保険法施行規則（以下「省令」という。）第140条の29の規定において、制度の対象となるサービスを年々追加施行することとしており、平成19年度においては、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び介護療養施設サービスを追加施行することとしている。当該追加施行に係る省令の公布及び改正通知の発出を平成19年2月下旬に予定しており、平成19年4月1日の施行を予定しているところである。

各都道府県においては、介護保険法施行令第37条の2第1項に定める報告に関する計画の策定、調査員の養成等制度の円滑な施行に向けて、適確に準備願いたい。

また、平成19年4月において施行しないサービスについては、平成21年度までにすべて施行する予定であるので、了知されたい。

(2) 調査員養成研修等について

各都道府県においては、対象サービスの追加施行に伴って、調査員養成研修の追加実施が必要となるので、次の点を踏まえ、適確に実施願いたい。

ア 調査員指導者養成研修の実施

追加施行する3サービスに係る調査員指導者養成研修については、社団法人シルバーサービス振興会に設置された介護サービス情報公表支援センター（以下「支援センター」という。）が実施主体となり、次の日程等で行われるので、調査員指導者候補者の派遣等に配慮願いたい。なお、当該研修の詳細については、支援センターからの連絡によることとなるので、念のため申し添える。

(第1回)

- ・日 程：平成19年3月5日(月)～6日(火)
- ・場 所：池袋サンシャイン文化会館501号室

(第2回)

- ・日 程：平成19年3月12日(月)～13日(火)
- ・場 所：池袋サンシャイン文化会館502号室

イ 調査員養成研修について

追加施行する3サービスに係る調査員養成研修については、各都道府県において、介護保険法施行規則第140条の41第2項の厚生労働大臣が定める基準に基づいて、都道府県内の調査事務の量等を踏まえ、必要な調査員数を確保できるよう計画的に実施願いたい。

また、原則すべての介護事業所における共通の情報を調査し公表する情報公表制度においては、公表情報の均質性の確保が極めて重要である。このため、都道府県においては、調査員の主観によって調査結果が異なる等の事案が生じることがないよう、調査員養成研修の実施に当たっては、調査員の均質性の確保に十分に留意願いたい。

(3) 情報公表システムの改訂・配布

平成19年度における情報公表システムの改訂・配布については、支援センターにおいて鋭意取り組まれており、今後のスケジュールは次のとおりであるので、了知されたい。なお、当該システム改訂等の詳細については、支援センターからの連絡によることとなるので、念のため申し添える。

- ① 情報公表システム関係調査票の配布：4月上旬
- ② 調査票の集約支援ツールの配布：5月中旬
- ③ 公表システム本体改訂ソフトの配布：6月中旬

なお、平成20年度以降においては、当該システム改訂等のスケジュールを前倒し

する必要があると認識している。については、平成19年度に都道府県で行うモデル調査事業、支援センターで行うモデル調査事業結果の検証等について、それぞれ1か月程度の前倒しを検討しており、改めて連絡するので、了知願いたい。

2 事業運営ノウハウの蓄積と継続について

情報公表制度については、平成18年4月に新しい都道府県の自治事務として創設し、初年度においては、各都道府県において、制度の普及啓発、調査事務及び情報公表事務の実施、介護サービス情報の解釈と運用等に鋭意取り組まれたところである。このような事業運営ノウハウが都道府県の自治事務として蓄積され、継続されていくことが極めて重要であるので、各都道府県において実施体制、資料等の確保を適確に実施願いたい。

3 制度の適正運用について

各都道府県におかれては、制度施行2年度目に向けて、次の各事項に留意の上、適正な運用を行われたい。

(1) 事業運営の透明性の確保について

情報公表制度の事業運営に当たっては、介護事業者からの手数料を充てていることに鑑み、事業運営の透明性を確保するとともに、介護事業者、利用者等関係者の理解を深めていただく観点から、その運営状況について毎年度公表を行うことが望ましい旨、また、その際、公表を行うことが望ましい事項等について、平成19年1月29日付で事務連絡を行ったところであるので、各都道府県において適確な対応を願いたい。

(2) 手数料の検証、見直し等について

情報公表制度の初年度においては、手数料の水準の妥当性等について介護事業者からの疑義、意見等が多く寄せられたところである。このため、制度施行2年度目を迎えるに当たり、可能な限り調査事務等の実態を把握し、手数料の水準の妥当性等について検証し、対外的にも理解が得られる手数料となるような必要な条例の見直し等の

取り組みについて、平成18年11月10日の第2回全国「介護サービス情報の公表」制度担当者会議、平成19年1月15日の全国厚生労働関係部局長会議、平成19年1月29日付事務連絡等により連絡してきたところであるが、重ねて各都道府県における適確な対応を願いたい。

(3) 手数料に係る消費税の取扱いについて

情報公表制度における手数料に係る消費税については、制度施行後の平成18年5月17日付け事務連絡において、国税庁と協議の上、調査事務手数料は非課税であり、情報公表事務手数料は課税との取扱いとなることを連絡したところであるが、その後、改めて国税庁と協議した結果、いずれの手数料についても課税されない（消費税不課税）こととされ、制度施行当初の平成18年4月1日からの適用となったところであるので、各都道府県の実情に応じた適確な対応を願いたい。

3 制度の普及啓発について

情報公表制度については、情報の公表主体である介護事業者、情報の活用主体である利用者の理解が不可欠であることを踏まえ、制度の普及啓発を積極的に行うことが極めて重要である。

国においては、初年度の情報公表対象の9サービスの公表情報が全国的に概ね閲覧可能となる平成19年3月に、政府公報のテレビ番組を企画している。

また、支援センターにおいては、昨年来、パンフレット、チラシ等の作成支援や全国3か所でのシンポジウムの開催等の普及啓発を行ってきたところであるが、今般、公表情報に係る一般のアクセスの利便性の向上のため、各都道府県の協力を得ながら、支援センターのホームページを通じた各都道府県の情報公表システムへのリンクのためのサイトを構築しているところである。

各都道府県においては、引き続き、介護事業者に対して、制度の趣旨・目的、報告する介護サービス情報の内容、調査事務の性格・方法等についての普及啓発の積極的かつ丁寧な実施に尽力願いたい。また、公表情報は、利用者に活用されることが何より重要

であるので、市町村（保険者）等関係機関との連携のもとに、要介護者のいる世帯等への普及啓発にも積極的に取り組まれない。

4 外部評価制度との関係について

小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（指定基準）等の規定に基づいて、年に1回は外部評価を受けることとされているが、情報公表制度も平成21年度から適用とする予定である。

このため、平成21年度までに、利用者の選択に資する情報であって、客観的な事実情報の調査及び公表が可能な項目については、情報公表制度において公表することとし、外部評価制度の項目は、介護サービスの具体的な内容の評価に関わる項目とするなど、両制度の関係を調整していくこととしている。

5 「介護サービス適正実施指導事業（モデル調査事業）」について

平成19年度の本事業については、最大18種類の介護サービスを対象として実施する予定である。また、各都道府県においては、当該介護サービスの中からそれぞれ5サービス程度（協力介護事業所の総数15か所程度）を分担して担当していただくことを予定している。本事業は、各介護サービスに係る介護サービス情報（案）等の検証を行うとともに、協力介護事業所等を通じた制度施行前の普及啓発にも資する事業であるので、各都道府県において積極的に実施願いたい。